

件 名:	こども医療費助成制度の対象拡大について
担当課:	健康福祉部 保険年金課 福祉医療担当 (電話:083-934-2803)

令和6年10月1日から「こども医療費助成制度」の対象を拡大し、市内在住の高校生世代までを対象に、父母の所得に関わらず保険診療による医療費の自己負担分を助成します。

1 対象者

山口市に住所がある高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

※生活保護、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成制度等、他制度で自己負担額を助成される方は対象になりません。

2 助成内容

保険診療による医療費の自己負担分

※受給者には、オレンジ色の「福祉医療費受給者証（こども用）」を交付します。

県内の医療機関で、健康保険証と一緒に福祉医療費受給者証を提示することで、保険診療による医療費の自己負担分の支払いが不要となります。（保険対象外の入院時の食事療養費、生活療養費等に係る自己負担分を除く。）

3 助成開始日

令和6年10月1日

4 手続きの方法

申請が必要となる方には、7月17日（水曜日）に「福祉医療費受給者証交付申請書」を送付しております。

なお、「福祉医療費受給者証（こども用）」の有効期限が本年3月31日までの交付を受けている高校1年生相当の方は、申請が不要です。

※同封しています返信用封筒による申請か電子申請でもお手続きが可能です。窓口へ提出される場合は、保険年金課、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）及び分館、大海総合センターの窓口での手続きも可能です。

5 申請期間

紙の交付申請書 令和6年8月30日（金）まで

電子申請 令和6年8月31日（土）まで

※申請期限までに申請された方には、9月中旬頃に「福祉医療費受給者証（こども用）」を送付します。

※申請期間以降も随時受け付けますが、早めの申請をお願いします。

6 申請に必要なもの

(1) 返信用封筒で申請する場合

◇同封の交付申請書

◇お子さんの名前が記載された健康保険証のコピー

(2) 電子申請する場合

◇同封の交付申請書（二次元コードや電子申請用番号が記載あり）

◇お子さんの名前が記載された健康保険証（アップロードします）

(3) 窓口で申請する場合

◇同封の交付申請書

◇印鑑（被保険者が来庁の場合は不要）

◇お子さんの名前が記載された健康保険証

◇来庁者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード等）

※詳細は、保険年金課のウェブサイトをご覧ください。

7 その他

・制度拡大対象者

約5, 100人

・令和6年度事業費

627, 661千円

うち、制度拡大事業費96, 150千円